

## 付 議 第 3 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案  
に係る意見聴取に関する議案

令和7年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

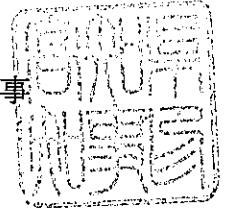
高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）  
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 355 号  
令和 7 年 11 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員と同様に、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として定める期間ごとの期間につき既定の勤務時間となるように、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度を設けることとし、当該制度に関し必要な事項を定めようとするものである。

第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月5日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1

項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第7条第3項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

第9条第1項中「職員が、」を「職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、」に改め、同条第2項中「介護する職員」を「介護する職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「次に掲げる職員」を「次に掲げる職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「要介護者のある職員」を「要介護者のある職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に改める。

第9条の3第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
- (2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員
- (3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第7条第2項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合
- (2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

第9条の2第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第4条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第5条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 本部長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほか

に当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「職員が、」を「職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、」に改め、同条第2項中「介護する職員」を「介護する職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「次に掲げる職員」を「次に掲げる職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「要介護者のある職員」を「要介護者のある職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に改める。

第9条の3第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第6条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用す

る場合を含む。)」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第16条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第19条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、第4条第2項」を「、第4条第2項及び第3項」に、「及び第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項」を「並びに第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項及び第3項」に、「及び第11条の」を「並びに第11条の」に改める。

(時間外勤務手当の臨時特例に関する条例の一部改正)

- 4 時間外勤務手当の臨時特例に関する条例(令和7年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第6条」を「第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「勤務の時間又は」を「勤務(勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は」に改め、「であって、その60時間を超えて勤務した全時間に割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間が含まれるもの」を削り、「のうち割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、前項」を「に対して第1項又は前項」に、「100分の50」を「100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、100分の50)」に改め、同条第5項中「全時間のうち」を「全時間のうち第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間又は」に、「給与額に前項の100分の50から第3項の」を「給与額に、第2項及び第5条の規定により読み替えて適用される第1項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を、割振り変

更前の正規の勤務時間外に勤務した時間にあつては100分の50から」に、「乗じて」を「それぞれ乗じて」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「人事委員会規則」を「人事委員会規則(以下この項において「条例等」という。)」に、「与えられた日」を「与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 7 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第18条第3項中「第6条」を「第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第18条の2中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第20条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

- 8 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員並びに勤務時間条例第4条第3項の規定に基づき勤務時間を割り振らない日を設けられ、又は勤務時間を割り振られた職員」に、「勤務時間条例第4条」を「勤務時間条例第4条(第3

項を除く。）」に改め、同条第7項中「第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」を「第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「勤務時間条例第6条」を「勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」を「第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

9 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第16条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第19条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

新

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下こ

旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

の項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内に

又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、次に掲げる場合において、人事委員会規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

ある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 任命権者は、次に掲げる職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。))が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所

職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

### 2 略

に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

### 2 略

新

旧

対

照

表

(第2条関係)

新

旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 略

第4条 略

2 略

2 略

3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する  
状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

新 旧 対 照 表 (第3条関係)

新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。第7条第3項において同じ。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。第7条第3項において同じ。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るも

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るも

のとする。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項若

のとする。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又

しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日は」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当で

は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

ある場合

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

(時間外勤務代休時間)

第9条の2 任命権者は、公立学校職員の給与に関する条例第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。)(第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

(時間外勤務代休時間)

第9条の2 任命権者は、公立学校職員の給与に関する条例第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。)(第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

新

旧

対

照

表

(第4条関係)

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 略

2 略

3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 略

2 略

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する  
状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

新 旧 対

新

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 本部長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 本部長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この

照 表

旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 本部長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

(週休日の振替等)

第6条 本部長は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第4条

(週休日の振替等)

第6条 本部長は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第4条第2項又は前条

第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 本部長は、次に掲げる職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員

の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 本部長は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻と

が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員(第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

(時間外勤務代休時間)

第9条の3 本部長は、警察職員の給与に関する条例第15条第4項

する勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

(時間外勤務代休時間)

第9条の3 本部長は、警察職員の給与に関する条例第15条第4項

の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

新

旧

対

照

表

(第6条関係)

新

旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 略

第4条 略

2 略

2 略

3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 本部長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する

| 状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の給与に関する条例（抜粋）

職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料の支給）

（給料の支給）

第 7 条 略

第 7 条 略

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 略

4 略

5 第 2 項又は第 3 項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条並びに第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（時間外勤務手当）

（時間外勤務手当）

第 15 条 略

第 15 条 略

2 略

2 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 4 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 5 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下こ

3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 6 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 4 条第 2 項又は第 5 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務すること

の条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は第5

を命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は第5

条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日<sup>1</sup>が勤務時間条例第5条及び第6条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日<sup>1</sup>が勤務時間条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

新 旧 対 照 表 (附則第3項関係)

新

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (抜粋)

(第1号任期付研究員の裁量による勤務)

第7条 略

2 略

3 一般職員勤務時間条例第3条第6項、第4条第2項及び第3項、第5条、第6条、第9条の3並びに第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項及び第3項、第5条、第6条、第9条の3並びに第11条の規定は、前項の第1号任期付研究員には、適用しない。

旧

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (抜粋)

(第1号任期付研究員の裁量による勤務)

第7条 略

2 略

3 一般職員勤務時間条例第3条第6項、第4条第2項、第5条、第6条、第9条の3及び第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項、第5条、第6条、第9条の3及び第11条の規定は、前項の第1号任期付研究員には、適用しない。

新 旧 対 照 表

(附則第4項関係)

新  
時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（抜粋）

（時間外勤務手当の臨時特例）

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき一般職員給与条例第18条に規定する方法により算出する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された者をいう。）又は暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）である者が、正規の勤務時間が割り振られた日（一般職員給与条例第16条の規定により正規の勤務時間中に勤務した当該者に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用

旧  
時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（抜粋）

（時間外勤務手当の臨時特例）

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき一般職員給与条例第18条に規定する方法により算出する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された者をいう。）又は暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）である者が、正規の勤務時間が割り振られた日（一般職員給与条例第16条の規定により正規の勤務時間中に勤務した当該者に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用

については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員であって、その60時間を超えて勤務した全時間に割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間が含まれるものには、その60時間を超えて勤務した全時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 第6条の規定により読み替えて適用される勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間であって、当該時間が当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第2項及び第5条の規定により読み替えて適用される第1項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 第6条の規定により読み替えて適用される勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間であつて、当該時間が当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に前項の100分の50から第3項の100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

新 旧

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（退職手当の支給）

第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則（以下この項において「条例等」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（高知県の休日を含める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（退職手当の支給）

第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（高知県の休日を含める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

新 旧

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（管理職員特別勤務手当）

第12条の2 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある者のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 略

対 照 表

（附則第6項関係）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（管理職員特別勤務手当）

第12条の2 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある者のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 略

新

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料の支給）

第8条 略

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 略
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（時間外勤務手当）

第18条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下こ

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料の支給）

第8条 略

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 略
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（時間外勤務手当）

第18条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務すること

の条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第18条の2 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は

を命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第18条の2 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は

第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第5条及び第6条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条の2 第12条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条の2 第12条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

新

旧

対

照

表

(附則第8項関係)

新

旧

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第6条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、教育職員（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員並びに勤務時間条例第4条第3項の規定に基づき勤務時間を割り振らない日を設けられ、又は勤務時間を割り振られた職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第4条（第3項を除く。）及び第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

第6条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、教育職員（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第4条及び第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振り

2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振り

を定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含めるものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。この場合において、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とする。

### 3～6 略

7 第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定められた者に関する給与条例第8条第5項及び第20条の2第1項並びに勤務時間条例第8条第1項の規定の適用については、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。）第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、給与条例第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「特別措置条例第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、勤務時間条例第8条第1項中「第3条から第6条ま

を定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含めるものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。この場合において、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とする。

### 3～6 略

7 第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定められた者に関する給与条例第8条第5項及び第20条の2第1項並びに勤務時間条例第8条第1項の規定の適用については、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。）第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、給与条例第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「特別措置条例第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、勤務時間条例第8条第1項中「第3条から第6条まで」とあるのは「第3条から第6条まで及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項」とする。

で」とあるのは「第3条から第6条まで及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項」とする。

新 旧

警察職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料の支給)

第7条 略

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 略
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合にあって、給与期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務手当)

第15条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下こ

警察職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料の支給)

第7条 略

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 略
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合にあって、給与期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務手当)

第15条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務すること

の条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は第5

を命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第4条第1項又は第5

条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第5条及び第6条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

# 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正（フレックスタイム制の導入）について

R7年12月議会  
行政管理課、  
教職員・福利課、警務課

## 概要

- ① フレックスタイム制の導入により、職員のより柔軟な働き方を可能とし、職員一人一人の能力を發揮できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上のほか、公務能率の向上や希望・事情に応じた働き方をより一層可能とすることで多様な人材確保につなげる。
- ② 職員は、1週間あたりの勤務時間を38時間45分となるよう各日の勤務時間を割り振ることができることとし、合わせて、1週間に1日を限度として週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定することで、実質的な週休3日を可能とする。

## 制度内容

※育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）、会計年度任用職員及び変則勤務等の業務の性質上特定の時間に勤務することを要する職員は除く

	①育児または介護を行う職員（※）	②全職員（※）
取得期間	1～4週間	4週間
勤務対象時間	5時～22時	
最短勤務時間数	4時間	
コアタイム	10時～15時	
休憩時間	原則12時～13時	
勤務しない日の設定	1週間に1日を限度として、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定することができる	
申告単位	15分	

## 施行日

- ①令和8年4月1日 ②令和9年4月1日

## 活用事例

